

労働者からの損害賠償請求をどう解決するか 労働者や遺族から請求された場合の 企業が行うべき適切な対応

労働者がメンタルヘルス不調となったり、過労死や自殺をしたりすると、当該労働者や遺族から損害賠償請求されることがあります。労働者が損害賠償を請求するのは企業との信頼関係が損なわれたからです。逆に、そこで企業が労働者や遺族との「信頼」を基礎とした対応をすれば、紛争の発生や長期化というリスクを減らすことができますし、訴訟対応に要する費用も減らすことができると考えられます。

本講座では、メンタルヘルス不調になった労働者とのトラブルが懸念される段階から、労働者の遺族等が企業に接触し、損害賠償請求をするに至る段階まで、各時点における企業の適切な対応方法を選択問題を交えつつ解説します。

この企業の対応方法は、損害賠償請求だけでなく、残業代の支払いや解雇無効などの請求にも応用できると考えられます。

【講義内容】

- ◆労働者側が請求する背景と企業のリスク
- ◆労働者側との初回面談までの対応/初回面談時における対応
- ◆労働者側の要求への対応、証拠開示や社内調査への対応
- ◆損害賠償請求への対応



弁護士 佐久間大輔

講師紹介

弁護士 佐久間大輔 (つまこい法律事務所)
中央大学法学部卒業後、1997年に弁護士登録。一貫して、労災・過労死問題に取り組んでおり、書籍出版や法律雑誌への論文執筆も多数。2013年につまこい法律事務所を開設し労働問題を中心に業務を扱っている。

【著作実績】

- 「過労死時代に求められる信頼構築型の企業経営と健康な働き方」(労働開発研究会)
- 「企業における長時間労働対策の実務」(労務行政研究所編『企業における長時間労働対策』所収)

【講演実績】

- 「過労死等防止対策白書と企業が講ずべき対策」(労働開発研究会)
- 「メンタルヘルスに関する裁判例あれこれ」(産業保健法学研究会)

日時

2018年 2月 14日 水

16:00-17:30

参加費 : 無料

開催場所 : 東京都千代田区外神田1-18-19
新秋葉原ビル3階 (秋葉原駅徒歩30秒)

※セミナー終了後、ご相談がございましたら承ります。

申込み締切 : 2月7日(水)まで(先着18名)

参加希望の方は、FAXでお申し込みください。 FAX: **03-6806-0266**

貴社名	
ご芳名	
ご住所	〒
ご連絡先	TEL: _____ FAX: _____
Eメールアドレス	_____@_____

お申込み時にご記入なされた情報は、セミナーの申込みや問い合わせの受付、連絡、これに付随する情報提供および案内に利用させていただきます。